

中古品の売払いに関する特約条項

甲（契約担当官）及び乙（買受け人）は、中古品の売払いに関して次の特約条項を定める。

（物品の引渡し）

第1条 乙は次に定める期限内に契約代金を完納するとともに、乙の責任と費用負担により契約物品を引き取るものとする。

(1) 契約代金の納入期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 物品の引取り期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 乙が契約代金を納入し、契約物品を引き受けたときをもって、甲から乙へ所有権が移転するものとする。

3 乙は、契約物品の引き受けに際して、事故のないように留意するとともに、事故が発生した場合は、乙の責任において処理するものとする。

（担保責任の免除）

第2条 契約物品は現状渡しであり、所有権移転後の使用等に関し、甲は一切の責任を負わないものとする。

2 乙は、契約物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、甲に対して契約代金の減免、損害賠償の請求、又は契約の解除をすることができない。

（法令等に定められた手続）

第3条 契約物品の所有権移転、使用等に関して、法令等により定められた手続がある場合は、乙の責任と費用負担において実施しなければならない。